

奈良市公園ボランティア制度報奨金交付要領

(概要)

第1条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）第1条に規定する都市公園（以下「公園」という。）を安全かつ快適に利用できる場とするため自主的に参加する個人又は団体（以下「公園ボランティア」という。）による草花の植付け及び維持管理に関する活動を推進し支援するために、公園ボランティアに報奨金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付の対象となる個人又は団体は奈良市公園ボランティア制度運営要綱（以下、運営要綱という）第4条に定める委嘱を受けた公園ボランティアとする。
- (2) 交付の対象となる個人又は団体は運営要綱第3条第1項第4号に定める活動を実施する団体とする。

(活動内容)

第3条 報奨金の交付を受ける公園ボランティアは、対象となる活動区域について、次の維持管理活動を行うものとする。

- (1) 草花の植付け及び維持管理に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める公園の維持管理に関すること。

(交付金額)

第4条 報奨金の交付金額は以下のとおりとする。

交付金額：植付面積（m²）×1,000円

ただし、下限を20,000円/年、上限を100,000円/年とする

(対象経費)

第5条 報奨金の対象となる経費は草花の植付け及び維持管理に必要な用具や花の苗等の購入代金とする。

(交付申請)

第6条 活動団体の代表者は、交付金の交付を受けようとするときは、奈良市公園ボランティア制度報奨金交付申請書を提出しなければならない。

(交付通知)

第7条 市長は、報奨金の交付が決定した団体に、奈良市公園ボランティア制度報奨金交付決定通知書により通知するものとする。

(交付時期)

第8条 報奨金は6月末日に交付するものとする。

(収支決算報告)

第9条 報奨金の交付を受けた団体は、運営要綱第6条に定める奈良市公園ボランティア制度活動報告書を年度末に提出する際に、奈良市公園ボランティア制度報奨金支出報告書を3月中に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 次のいずれかに該当するときは、報奨金の交付を取り消し、若しくはその額を変更し、または交付した報奨金の一部若しくは全部を返還しなければならない。

- (1) 奈良市公園ボランティア制度運営要綱第4条に定める委嘱の解除を行ったとき。
- (2) 1年を通じて活動が停止していると認められるとき。
- (3) 活動場所の廃止その他の理由により、対象活動区域でなくなったとき。
- (4) 登録団体が解散又はその活動を中止したとき。